

令和7年4月8日

P T A会員各位

鴻巣市立鴻巣北小学校  
P T A会長 新井 宏和

## P T A規則集の変更について

P T A会員の皆様におかれましては、日頃よりP T A活動にご理解、ご協力を頂き、誠にありがとうございます。

さて、今年度検討してまいりましたP T A規則集の細則一部変更について、規則集『第64条 細則』に則り、執行委員会で決議いたしましたのでご報告申し上げます。

変更いたしました細則を学校ホームページに掲載いたしますので、ご確認お願い申し上げます。

### 記

#### 1. 変更内容

#### ① 「細則ー2 学年委員会運営規定」 5.活動内容 1) 全学年共通の活動内容 P9

3行目 ・各種学校行事への協力 (運動会、持久走大会、音楽会等)

4行目 ・他の団体等からの協力要請に対する参加・協力

\* 3行目下線部削除、4行目削除

#### ② 「細則ー2 学年委員会運営規定」 5.活動内容 2) 具体的な活動内容 P10

⑤第5学年 3行目 ・総会準備の協力

\* 3行目削除

⑥第6学年 1行目 ・バスケットボール、陸上大会への応援参加  
→バスケットボール、陸上大会のお手伝い

4行目 ・謝辞選考委員会を発足(学年委員未経験者で構成し、立候補者がいない場合の候補者)

\* 1行目下線部変更、4行目削除

3 「細則－3 支部委員会運営規定」 1. 支部委員会とは 第14章 支部委員会 P11

第46条 2. 雷電支部委員会：雷電、栄町5丁目

→ 雷電支部委員会：雷電、栄町の一部

\* 下線部変更

4 「細則－3 支部委員会運営規定」 2. 支部委員会の運営方針 P12

2) 1行目 支部連絡網の活用については、十分に注意する。  
→ 個人情報の取り扱いについては、十分に注意する。

\* 下線部変更

2) 2行目以降 連絡網を使う場合には、必ず書面にて内容を明示し、執行委員会と学校の許可を受けてからにすること。  
なお、緊急の場合でも、できるだけ書面にて内容を明示して（素早く正確に伝えるため）会長と校長の許可を受けること。ただし、自治会主催の活動等の協力については、この限りではない。

\* 2行目以降削除

5 「細則－3 支部委員会運営規定」 4. 活動方針 P12

3) PTA という組織の中の活動ですから、執行委員会の指揮のもとにあるということ  
を組織図の中でもご確認下さい。これは、支部委員会の活動をただ単に制限し、  
管理下に置くという意味ではなく、広く連絡を取り合いながら、より良い活動をしていただくために、とても大切なこととご理解下さい。

\* すべて削除

6 「細則－3 支部委員会運営規定」 5. 活動内容 P13

・各種学校行事への協力 (運動会・持久走大会等)

\* 下線部削除

7 「細則－4 特別委員会運営規定」 2. 特別委員会の運営方針 P15

- 4) 1行目 学級連絡網の活用については、十分に注意する。  
→個人情報の取り扱いについては、十分に注意する。

\* 下線部変更

- 4) 2行目以降 学級連絡網を使う場合には、必ず書面にて内容を明示し、執行委員会と学校の許可を受けてからにすること。  
なお、緊急の場合でも、できるだけ書面にて内容を明示して（素早く正確に伝えるため）会長と校長の許可を受けること。

\* 2行目以降削除

8 「細則－5 PTA活動に先立つ確認事項」 ② 活動について P17

(変更前) ※ 活動内容（日時・場所・主旨・目的・何をする等）は ①必ず書面にて対象者全員に案内をし、②「知らなかった」という人がいないようにして下さい。

(変更後) ※活動内容（日時・場所・主旨・目的・何をする等）は対象者全員に案内をし、②周知を徹底してください。

\* 下線部①削除

\* 下線部②変更

(変更前) ※北小PTAとして事業や催しものの参加や、主催する事業や募集等の案内状を出す場合には、必ず会長名を明記してください。これは、事故があった場合の保険の対象となるための必要事項となっているからです。

(変更後) ※北小PTAとして事業や催しものの参加や、主催する事業や募集等の案内状を出す場合には、必ず会長名を明記してください。万が一事故が起こった場合、保険対象の必要事項となっているため。

\* 網掛け部分変更

9 「細則－5 PTA活動に先立つ確認事項」 ③ 連絡網について P17

\* すべて削除

10 「細則－5 PTA活動に先立つ確認事項」⑤ 学年委員について P18

(変更前) ⑤ 学年委員について

学年委員は児童1人につき1回すること。

5学年は学年委員6名・会計監査各クラス1名（会計監査は翌年の学年委員免除）

6学年は学年委員6名・卒業準備委員12名①・謝辞選考委員（学年委員未経験者全員）

②謝辞選考委員とは、卒業式での謝辞の立候補がない場合、謝辞選考委員から選出する。謝辞選考委員は支部委員と兼任できる。

(変更後) ④ 学年委員について

学年委員は児童1人につき1回すること。

5学年は学年委員6名・会計監査各クラス1名（会計監査は翌年の学年委員免除）

6学年は学年委員6名・卒業準備委員12名③程度（学年委員未経験者数による）

\*項番繰り上げ

\*下線部①、②削除

\*下線部③追加

11 「細則－5 PTA活動に先立つ確認事項」⑥ その他 P18

\*すべて削除

12 「細則－5 PTA活動に先立つ確認事項」 P18

⑤ 卒業準備委員について

主に卒業に関する準備をする。

卒業準備委員は12名程度とする、ただし学年委員未経験者数による。

卒業準備委員は学年委員と同等扱いとする。

⑥ 謝辞選考委員について

卒業式での謝辞の立候補者がいない場合、謝辞選考委員会から選出する。

謝辞の立候補者がいた場合、謝辞選考委員会は発足しない。

\*追加

1 3 「様式－1 連絡網使用書」 P 1 9

\*すべて削除

1 4 「細則－6 慶弔規定」 第4条 P 2 0

5. 「こども110番の家」依頼一家の弔事 弔電

\*すべて削除

1 5 「細則－9 「資源回収」の実施手順」 P 2 8

○集荷場所ポスター（橙）… 回収日当日の午前8時までに、集荷場所のよく見える位置に張り出し、10時に撤収すること。

※張り出しは必ず当日にし、前日にはしない。（回収日を誤解されてしまうため。）

\*すべて削除

1 6 「細則－10 「こども110番の家」への対応について」 4. 報酬等 P 3 0

（変更前） ①① 学校だより「いちょうっ子」の配布

②② 運動会などの学校行事への招待（招待状・特別席等）

（変更後） ※学校だより「いちょうっ子」の配布

\*下線部①※印に変更

\*下線部②削除